

九州歯科大学附属図書館利用細則

- 第1条 九州歯科大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用については、図書館規程(以下「規程」という。)に定めるもののほかこの細則の定めるところによる。
- 第2条 規程第8条の規定により、図書館を利用できる者及びその取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 研究生、専修生及び臨床研修歯科医は、教職員と同じ取扱いとする。
 - (2) 学外者については、所属機関の依頼状を持参すれば、館内閲覧及び文献複写を許可するものとする。
- 第3条 図書館の利用者は、次のことを守らなければならない。
- (1) 図書館内では静粛にし、設備を損傷したり、室内を汚したりしないこと。
 - (2) 図書館内(ホールを除く。)にカバン類を持ち込まないこと。
 - (3) 図書館内では、飲食の行為を絶対にしないこと。
 - (4) 喫煙は、必ず所定の場所で行うこと。
 - (5) 図書館閲覧以外の目的に閲覧室を利用しないこと。
 - (6) 図書館資料は転貸しないこと。
 - (7) 図書館資料は丁寧に扱い、汚損等をしないこと。
 - (8) 利用にあたり一時取り出した図書は、必ずもとの位置にもどしておくこと。
- 第4条 規程第5条に定める利用の一般手続きは、次のとおりとする。
- (1) 図書館利用カード(下記様式による。以下「カード」という。)は、教職員は身分証明書、学生は学生証を呈示すれば、図書館において随時交付する。
 - (2) 利用者が図書館内に入る場合は、受付にカードを呈示するものとする。

図書館利用カード様式

表	裏
<p>FUKUOKA PREFECTURAL UNIVERSITIES INFORMATION NETWORK</p>  <p>氏名 _____</p> 	<p>☆入館の際は、必ずこのカードをお持ちください ☆貸出期間を守ってください ☆貸出期間を延長する時は貸出図書を持参してください ☆このカードに本人以外は使用できませんので 他の人に貸与しないでください ☆カードは在学(職)期間中有効です ☆カードを紛失したときは、直ちに連絡してください</p> <p>九州歯科大学附属図書館 北九州市小倉北区真鶴2丁目5-1 ☎093-582-1131</p>

- 第5条 館内閲覧する者は、次のことを守らなければならない。
- (1) 完全開架式につき、書庫内も自由に利用できるものとするが、図書は原則として閲覧室で閲覧すること。

- (2) 二次資料(索引誌、抄録誌)の利用は、所定の場所で行うこと。
- (3) 閲覧を終わったときは、図書を必ずもとの位置に返却すること。

第6条 「館外貸出」(帯出)の利用手続きは、次のとおりとする。

- (1) 帯出したい図書及びカードを受付に提出する。
- (2) 図書及びカードのデータが入力されたら、カードを受取り、図書を帯出する。
- (3) 規程の期限内に、図書を必ず図書館に持参し返却する。
- (4) 規程第10条の期間は、それぞれ定めた期間を二回だけ延長更新できる。

この場合、定められた期限内に図書及びカードを図書館に提出し、更新手続きを受けるものとする。

第7条 本学の教職員又は学生で他館の文献を利用したい者は、図書館に申し出て、日本医学図書館協会の相互利用規約又は公立大学図書館間相互利用実施要項に定める諸便宜の供与を求めることができる。